

改訂19版 東京都屋外広告物条例の解説・追補（2019年7月）

285頁の告示に続き、以下の告示2件を追加

○東京都告示第1318号

東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号。以下「条例」という。）第15条第五号に規定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の区域（以下「歩行者道」という。）を次のとおり指定したので、条例第18条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、東京都都市整備局都市づくり政策部において一般の縦覧に供する。

平成30年9月20日

東京都知事 小池 百合子

道路名	区 域			条例第15条の規定が適用される部分
	起 点	終 点	延長（単位メートル）	
特別区道中 日第284号 線	中央区日本橋2 丁目5番先	中央区日本橋2 丁目4番先	約67	地下部分の歩行者道
特別区道中 日第20号線	中央区日本橋2 丁目10番先	中央区日本橋2 丁目11番先	約22	地下部分の歩行者道

○東京都告示第631号

東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号。以下「条例」という。）第15条第五号に規定する専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の区域（以下「歩行者道」という。）を次のとおり指定したので、条例第18条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、東京都都市整備局都市づくり政策部において一般の縦覧に供する。

平成31年4月8日

東京都知事 小池 百合子

道路名	区 域			条例第15条の規定が適用される部分
	起 点	終 点	延長（単位メートル）	
一般国道4 号	中央区日本橋室 町2丁目1番1 地先	中央区日本橋室 町3丁目10地先	約120	地下部分の歩行者道

取扱窓口一覧表（巻末見返し）の変更

		新	旧
目黒区	都市整備部	土木管理課	道路管理課
渋谷区	所在地	宇田川町 1—1	渋谷 1—18—21(仮庁舎)
中野区	都市基盤部	道路課 道路占用係	道路分野 道路占用・監察担当
大 島	大島支庁	04992(2)4411	04992(2)4441